

## 平成25年度 私立大学等改革総合支援事業調査票

### 【 調査の目的 】

次に掲げるタイプごとに、「私立大学等改革総合支援事業」の支援対象校を選定し、私立大学等経常費補助金、私立大学等教育研究活性化設備整備事業及び私立大学等教育研究施設整備費補助において支援するため。

- ◆タイプ1 「建学の精神を生かした大学教育の質向上」(大学教育質転換型)
- ◆タイプ2 「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」(地域特色型)
- ◆タイプ3 「産業界など多様な主体、国内外の大学等と連携した教育研究」(多様な連携型)

### 【 対象学校 】

平成25年度において、次に掲げるいずれかの補助金の交付を申請する大学、短期大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)

- ・私立大学等経常費補助金
- ・私立大学等教育研究活性化設備整備事業
- ・私立大学等教育研究施設整備費補助(私立大学等改革総合支援事業分)

ただし、平成24年度において、管理運営等に問題があるとして、私立大学等経常費補助金取扱要領4(1)の規定に基づき減額又は不交付となった学校法人については対象外とする。

### 【 提出期限 】

平成25年 9月 11日(水) 【必着】

#### **各タイプ共通事項**

- ① 各取組み等については、**機関決定があり、組織的に実施している**こと。
- ② 大学等の**正規の課程**(大学の学部、短期大学及び高等専門学校の学科、分校並びに大学院の研究科(以下、「学部等・研究科」という。))における取組み等であること。  
(専攻科・別科のみで実施している取組み等は対象外)
- ③ 選択肢で「全学部等・研究科で実施」等となっているものについては、当該大学等の全ての学部等(大学にあつては学部、短期大学及び高等専門学校にあつては学科。以下「学部等」という。)及び全ての大学院研究科において実施している場合が該当する。  
一方、「全学部等で実施」等となっているものについては、当該大学等の全ての学部等において実施している場合が該当し、大学院研究科における実施状況等は問わない。

タイプ1「建学の精神を生かした大学教育の質向上」(100点満点)

1. 基本的事項に係る評価

(1) 全学的な教学マネジメント体制の構築

① ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定し、ホームページで公表していますか。

- |                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 1 全学部等・研究科で策定し、大学等のホームページで公表している。       | 5点 |
| 2 一部の学部等・研究科で策定し、大学等のホームページで公表している。     | 3点 |
| 3 全学部等・研究科で策定しているが、大学等のホームページでは公表していない。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。                        | 0点 |

**要件等** この設問における「公表」とは、大学等のホームページでの公表に限るものとする。また、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定しているが、いずれか一つしか公表していない場合は「3」とする。

**基準時点** 平成25年9月30日現在

**根拠資料** ホームページで公表されている画面を日付入り等で印刷しているもの、基準日に公表していることが確認できる稟議書等

② 学長を中心とした、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等からなる全学的な教学マネジメントの体制が構築されていますか。【重点項目】

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1 構築されている。  | 10点 |
| 2 構築されていない。 | 0点  |

**要件等** この設問における「全学的な教学マネジメントの体制」とは、学内規定に基づき、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定を目的として設置された組織(合議体であるか否かは問わない。)であって、次のアからエのすべてを満たすものとする。

ア 構成員として、少なくとも、学長(又は教学担当副学長に相当する職)、学部長(短期大学・高等専門学校にあつては学科長)及び専門的な支援スタッフを含むもの。

なお、「専門的な支援スタッフ」とは、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定について広い見識のある者で、教員・職員及び常勤・非常勤の別は問わない。

イ 全学部等・研究科の教育活動を対象として活動するもの。

ウ 会議資料・議事録など何らかの文書により、活動内容が客観的に確認できるもの。

エ 合議体である場合には、平成25年度の教育課程編成にあたり、2回以上の開催実績があるもの。

(該当しない例)

- ・ 教員の教育能力向上を目的とするが、教育課程の編成を目的とはしない組織(FDセンター等)
- ・ 学則等で学長を教学上の責任者と位置付けているが、上記の要件に該当する組織がない場合

**基準時点** 平成 25 年 9 月 30 日現在

**根拠資料** 組織規程、発令簿、会議資料、議事録等

- ③ 大学等内に I R を専門で担当する部署を設置し、専任の教員又は専任の職員を配置していますか。
- |                                                       |     |
|-------------------------------------------------------|-----|
| 1 専門の担当部署を設置し、専任の教員又は専任の職員を配置している。                    | 5 点 |
| 2 専門の担当部署は設置していないが、専任の教員又は専任の職員の併任による委員会方式の組織を設置している。 | 3 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                                      | 0 点 |

**要件等** この設問における「I R」とは、学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を必須とし、単に入試や大学・法人の経営に関するものは該当しない。

「I R を専門で担当する部署」とは、本設問でいう「I R」業務に年間を通じて専従する部署をいい、組織規程等でその業務について確認できること。なお、法人に設置している場合であっても、大学等における学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を行っている場合は該当する。

(該当例) I R 推進室

「専任の教員又は専任の職員」とは、当該大学等の専任教員及び専任職員として発令されている者を指し、「配置」とは、当該部署に専従していることとする。

**基準時点** 平成 25 年 9 月 30 日現在

**根拠資料** 組織規程、発令簿、業務記録等

- ④ 教育課程の形成・編成にあたり、職員が参加する仕組みを全学的に設けていますか。
- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1 全学部等において参加する仕組みを設けている。   | 5 点 |
| 2 一部の学部等において参加する仕組みを設けている。 | 2 点 |
| 3 設けていない。                  | 0 点 |

**要件等** 「仕組み」とは委員会等のことを指し、委員会等の構成員は、教員及び職員であること。

**基準時点** 平成 25 年 9 月 30 日現在

**根拠資料** 委員会等の設置要綱、議事録等

- ⑤ 昨年度又は本年度に、教育の質的転換に関する S D を実施していますか。
- |            |     |
|------------|-----|
| 1 実施している。  | 3 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

**要件等** この設問における「教育の質的転換に関する S D」とは、次のア～ウのいずれかの内容を含むこと。

ア 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(平成 24 年 8 月 28 日中教審答申) の内容の共通理解の形成

イ 教育の質的転換に関する他大学等の取組事例の紹介

ウ 教育の質的転換に関する自大学等の取組状況や学生の学修時間の現状の共有

なお、特定の取組（例：アセスメント・テスト、ルーブリック、ナンバリング）に特化した内容でも該当するものとする。

一部の職員を対象として実施している場合でも「1」に該当する。

**基準時点** 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日

**根拠資料** S D の開催案内、研修資料、開催記録等

## (2) 教育の質向上に関する PDCA サイクルの確立

⑥ シラバスの作成要領等により、準備学習（予習・復習等）に必要な時間又はそれに準じる程度の具体的な学修内容をシラバスに明記することを全教員に求めていますか。【重点項目】

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 1 全学部等・研究科で実施している。   | 10 点 |
| 2 一部の学部等・研究科で実施している。 | 5 点  |
| 3 実施していない。           | 0 点  |

**要件等** 平成 25 年度に使用するシラバスについて実施していること。

この設問における「全教員」とは、当該年度に授業を担当するすべての教員をいい、専任・非常勤を問わない。

「それに準じる程度の具体的な学修内容」とは、「授業前には全文を英訳してくること。」「毎授業後にはレポートを提出すること。」等である。

「1」に該当するものは、全学部等・研究科かつ全学年で実施している場合とし、一部の学年のみで実施している場合は「2」とする。

**根拠資料** シラバスの作成要領、教員への依頼文等

⑦ シラバスの作成要領等により、シラバスに到達目標を明記することを全教員に求めていますか。

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| 1 全学部等・研究科で実施している。   | 5 点 |
| 2 一部の学部等・研究科で実施している。 | 3 点 |
| 3 実施していない。           | 0 点 |

**要件等** 平成 25 年度に使用するシラバスについて実施していること。

この設問における「全教員」とは、当該年度に授業を担当するすべての教員をいい、専任・非常勤を問わない。

「1」に該当するものは、全学部等・研究科かつ全学年で実施している場合とし、一部の学年のみで実施している場合は「2」とする。

**根拠資料** シラバスの作成要領、教員への依頼文等

⑧ シラバスの記載内容が適正か否かについて、担当教員以外の第三者がチェックしていますか。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| 1 全学部等・研究科で実施している。   | 5点 |
| 2 一部の学部等・研究科で実施している。 | 3点 |
| 3 実施していない。           | 0点 |

**要件等** 平成 25 年度に使用するシラバスについて実施していること。

「第三者」とは、担当教員以外の者をいう。ただし、単なる編集上のチェックをする者ではなく、当該学部等及び研究科のカリキュラム方針に基づき、記載内容の改善等を担当教員へ要望することについて、組織的に認められている者であること。

また、「第三者のチェック」については、稟議書等の決裁のみで実施している場合は該当しない。

「1」に該当するものは、全学部等・研究科かつ全学年で実施している場合とし、一部の学年のみで実施している場合は「2」とする。

**根拠資料** 第三者としての職務内容を確認できる資料、担当教員以外の第三者への依頼文等

⑨ 学生の学修時間の実態や学修行動の把握を組織的に行っていますか。【重点項目】

- |                                              |     |
|----------------------------------------------|-----|
| 1 全学部等かつ複数の学年について行っている。                      | 10点 |
| (アンケート調査以外の方式で把握を行っている場合、その具体的な方式を以下に記載すること) |     |
| [ ]                                          |     |
| 2 一部の学部等又は一つの学年のみについて行っている。                  | 3点  |
| (アンケート調査以外の方式で把握を行っている場合、その具体的な方式を以下に記載すること) |     |
| [ ]                                          |     |
| 3 行っていない。                                    | 0点  |

**要件等** 「学生の学修時間の実態や学修行動の把握」のための手法として、アンケート調査等が考えられるが、少なくとも学修時間の実態を含み、かつ、学修時間の実態や学修行動の把握のため集計・分析がされているものとする。調査が、悉皆か抽出かは問わない。定量的に把握していない場合は「3」とする。

**基準時点** 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日

**根拠資料** アンケート調査等の実施に係る書類、集計・分析結果等

※「1」又は「2」と回答した大学等のうち、アンケート調査以外の方法で把握を行っている場合は、その具体的な方式を所定の欄に記載すること。

⑩ 学生による授業評価の結果について、どのように活用していますか。【重点項目】

- |   |                                                                                                        |     |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 | 全学部等において、授業評価の結果を集計し、授業の改善を図るための制度的取組（例：評価の高い教員への顕彰や評価が低い教員に対し改善計画の提出を義務付ける等）を行っている。                   | 10点 |
| 2 | 1には該当しないが、全学部等において、授業選択の参考として、各授業毎の評価結果を学生に開示している。                                                     | 5点  |
| 3 | 1・2には該当しないが、一部の学部等において、授業評価の結果を集計し、授業の改善を図るための制度的取組（例：評価の高い教員への顕彰や評価が低い教員に対し改善計画の提出を義務付ける等）を行っている。     | 3点  |
| 4 | 1～3には該当しないが、全学部等において、担当教員に担当する授業の評価結果を開示し、自主的な改善を促している。あるいは、一部の学部等において、授業選択の参考として、各授業毎の評価結果を学生に開示している。 | 2点  |
| 5 | 1～4には該当しないが、一部の学部等において、担当教員に担当する授業の評価結果を開示し、自主的な改善を促している。                                              | 1点  |
| 6 | 上記のいずれにも該当しない。                                                                                         | 0点  |

**要件等** 「1」「3」の「授業の改善を図るための制度的取組」とは、単に授業評価の結果を回覧、配付等をしたのみでは該当しない。また、「授業の改善を図るための制度的取組」が、基準時点に示す期間内に行われていれば該当することとする。例えば、平成24年1月に全学部等において授業評価を実施し、平成24年4月に評価の高い教員への顕彰を行った場合は、「1」に該当する。

「2」の「各授業毎の評価結果」には、学部等の単位で集計した結果のみを開示している場合は、含まれない。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年9月30日

**根拠資料** 授業評価に係る規程、各授業毎の評価結果等

⑪ 教員の教育面における評価制度を設けていますか。

- |   |               |    |
|---|---------------|----|
| 1 | 全学部等で設けている。   | 2点 |
| 2 | 一部の学部等で設けている。 | 1点 |
| 3 | 設けていない。       | 0点 |

**要件等** この設問における「評価制度」とは、優れた教員への顕彰や教員の業績評価制度とする。

**基準時点** 平成25年9月30日現在

**根拠資料** 教員評価制度に係る規程等

⑫ 教員の教育力向上を図るため、FD実施のための組織（委員会等）を設置するとともに、当該組織の活動（会議等）を前年度から本年度にかけて3回以上実施しましたか。

- |                  |    |
|------------------|----|
| 1 全学部等で実施している。   | 5点 |
| 2 一部の学部等で実施している。 | 3点 |
| 3 実施していない。       | 0点 |

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年9月30日

**根拠資料** FD実施のための組織（委員会等）に係る規程、活動内容を確認できる資料（議事録）等

⑬ 以下の要件に該当するアクティブ・ラーニングの授業を行っていますか。

**【要件】**

学外の特定の組織等（例：企業、非営利団体、商店街等）と連携し、当該組織等の課題解決（例：新商品・サービス・経営戦略・地域振興方策の企画立案等）に学生に主体的に関与させることを目的とした授業であること。なお、必修か否かは問わない（一部のゼミで実施する場合を含む。）こととする。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| 1 全学部等で行っている。   | 5点 |
| 2 一部の学部等で行っている。 | 2点 |
| 3 行っていない。       | 0点 |

**要件等** 学外の特定の組織等との協定書等に基づいて実施していること。  
一部の学年のみで実施している場合についても「1」とする。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年9月30日

**根拠資料** 協定書、シラバス等においてアクティブ・ラーニングを実施することが明確にわかるもの、履修者名簿等

## 2. 多様な取組に関する評価

⑭ 全授業科目に係る体系性・有機的連携を確保するために履修系統図又はナンバリングを実施していますか。

- |                  |    |
|------------------|----|
| 1 全学部等で実施している。   | 3点 |
| 2 一部の学部等で実施している。 | 1点 |
| 3 実施していない。       | 0点 |

**要件等** 平成25年度の全授業科目について実施していること。

「1」に該当するものは、全学部等かつ全学年で実施している場合とし、一部の学年のみで実施している場合は「2」とする。

履修相談等は該当しない。

**根拠資料** 履修系統図、シラバス等

**用語解説** ○「履修系統図」とは、学生に身につけさせる知識・能力との対応関係等を示した科

目区分の下に授業科目を構成し、科目区分間、授業科目間の関係性や履修順序（配当年次）等を示す図（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」平成 24 年 8 月 28 日中教審答申 P72 下段参照）であり、単に授業科目の配当年次を示す表は、含まない。

○「ナンバリング」とは、カリキュラムの体系性を示すために、各授業科目に意味づけされた番号を付与すること（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」平成 24 年 8 月 28 日中教審答申 P71 参照）であり、単なる科目の管理番号は含まない。

⑮ オフィスアワーを設定していますか。

- |                                         |     |
|-----------------------------------------|-----|
| 1 全教員について設定している。                        | 3 点 |
| 2 一部の教員について設定している。                      | 2 点 |
| 3 オフィスアワーについて、全学的な方針はなく、個々の教員の判断に委ねている。 | 0 点 |

**要件等** 組織的に、オフィスアワーの取組みを実施していること。

「オフィスアワー」の対象となる教員は、授業を担当する教員とする。

「1」の「全教員」については、非常勤教員及び通信教育課程の教員も含まれる。

ただし、非常勤教員及び通信教育課程の教員については、授業終了後に教室で質問を受け付ける、又は随時、電子メールで質問を受け付ける等の対応を取っている場合でも該当することとする。

**基準時点** 平成 25 年 9 月 30 日現在

**根拠資料** 学生への案内等

**用語解説** 「オフィスアワー」とは、授業科目等に関する学生の質問・相談等に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯（何曜日の何時から何時まで）のことであり、その時間帯であれば、学生は基本的に予約なしで研究室を訪問することが出来る。

⑯ 成績評価において GPA 制度を導入するとともに、進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準として用いていますか。

- |                                                                                        |     |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 全学部等で GPA 制度を導入しており、全学部等で進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準に用いている。                               | 3 点 |
| 2 全学部等で GPA 制度を導入しているが、進級判定・卒業判定・退学勧告には用いていない、あるいは一部の学部等で進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準に用いている。 | 2 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                                                                       | 0 点 |

**要件等** 「1」に該当するものは、全学部等かつ全学年で実施している場合とし、一部の学年のみで実施している場合は「2」とする。

**基準時点** 平成 25 年 9 月 30 日現在

**根拠資料** 規程、学則、判定会議資料等

⑰ 課程を通じた学生の学修成果の把握を、単位認定、学位授与、卒業判定等とは別に、次のいずれかの手法で行っていますか。

- ・ 外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメント・テスト）
- ・ 学生の学修経験を問うアンケート調査（学修行動調査等）
- ・ 学修評価の観点・基準を定めたルーブリックの活用
- ・ 学修ポートフォリオの活用

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1 全学部等かつ複数の学年について行っている。     | 5点 |
| 2 一部の学部等又は一つの学年のみについて行っている。 | 2点 |
| 3 行っていない。                   | 0点 |

**要件等** 一部の科目でのみ実施している場合は「3」とする。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年9月30日

**根拠資料** 学修成果の把握に係る資料等

⑱ 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間あるいは1学期間に履修科目登録ができる単位数について、上限を設定していますか。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| 1 全学部等で設けている。   | 3点 |
| 2 一部の学部等で設けている。 | 2点 |
| 3 設けていない。       | 0点 |

**要件等** 平成25年度の履修科目登録について実施していること。

「1」に該当するものは、全学部等かつ全学年で実施している場合とし、一部の学年のみで実施している場合は「2」とする。

**根拠資料** 学則、履修要綱等

**用語解説** 履修科目の登録上限の設定については、大学設置基準・短期大学設置基準により、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修することができるよう、学生が1年間又は1学期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めることとされている。

⑲ 学内の教育改革に取り組む教員又は組織（学部等）を財政的に支援するための予算（いわゆる学長裁量経費等）を設けていますか。

- |           |    |
|-----------|----|
| 1 設けている。  | 3点 |
| 2 設けていない。 | 0点 |

**要件等** 平成25年度予算において設けていること。

あらかじめ学長裁量経費等として別枠の予算が確保されており、かつ、当該経費が学内における公募による自由競争によって配分されるもの（教育改革に特化したものに限る、用途を限定せずに公募されるものを除く。）が該当する。

**根拠資料** 学長裁量経費を設けていることが明確にわかるもの、規程等

タイプ2「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」(60点満点)

基本的事項に係る評価

(1) 実施体制

- ① 大学等の所在する都道府県又は市区町村と、大学等の地域貢献に係る包括連携協定を締結していますか。【重点項目】
- |                                                                |     |
|----------------------------------------------------------------|-----|
| 1 包括連携協定を締結しており、かつ、定期的に(年1回以上)、連携の具体的な内容に関する当該地方自治体との協議を行っている。 | 10点 |
| 2 包括連携協定を締結しているが、連携の具体的な内容に関する当該地方自治体との協議は不定期にしか行っていない。        | 5点  |
| 3 包括連携協定を締結していない。                                              | 0点  |

**要件等** 複数のキャンパスに分かれている場合、いずれかのキャンパスにおいて、1つ以上の都道府県又は市区町村と締結をしていれば該当する。  
「協議」とは、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等は該当しない。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年9月30日

**根拠資料** 協定書、議事録等

- ② 外部との主たる窓口となる全学的な地域連携のためのセンターを設置していますか。【重点項目】
- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 1 設置しており、専任の教員又は専任の職員を配置している。   | 10点 |
| 2 設置しているが、専任の教員又は専任の職員を配置していない。 | 5点  |
| 3 設置していない。                      | 0点  |

**要件等** この設問における「地域連携のためのセンター」とは、地域貢献を主たる目的とし、地域の地方自治体、産業界、NPO法人等と連携し、産学連携、地域活性化のためのシンクタンク機能、社会人の学び直し、生涯学習講座などの様々な地域貢献を総合的に行う組織が該当する。したがって、生涯学習講座の窓口や産学連携の窓口といった、一つの取組みに特化した組織や総務部等の既存の部署で上記のような業務も行っているといた場合は該当しない。

(該当例) 地域連携センター、地域連携推進室等

複数のキャンパスに分かれている場合、いずれかのキャンパスにおいて、大学等に地域連携に係る組織が1つ以上あれば該当する。

「専任の教員又は専任の職員」とは、当該大学等の専任教員及び専任職員として発令されている者を指し、「配置」とは、当該部署に専従していることとする。

**基準時点** 平成25年9月30日現在

**根拠資料** 組織規程、組織図、発令簿、センターの案内等

- ③ 地方自治体から経済的支援（補助金や土地廉価使用等）を受けていますか。
- 1 平成20年度から24年度まで継続的に、「土地廉価使用」「経常費助成」等の特定の事業以外への経済的支援を受けている。 5点
  - 2 1には該当しないが、平成20年度から24年度までの5カ年度のうち3カ年度以上、「委託費」「特定事業への補助金」等の特定の事業への経済的支援を受けている。 3点
  - 3 上記のいずれにも該当しない。 0点

**要件等** 「2」については、経済的支援が年度間を継続していない場合のほか、それぞれの年度において内容の異なる事業で支援を受けている場合も該当する。

**基準時点** 平成20年4月1日～平成25年3月31日

**根拠資料** 経済的支援を示す契約書、交付決定通知書等

## (2) 貢献内容

- ④ 公開講座を実施していますか（24年度実績）。
- 1 40講座以上実施している（収容定員が2,000人以下の大学等においては、25講座以上）。 5点
  - 2 1～39講座実施している（収容定員が2,000人以下の大学等においては、1～24講座）。 3点
  - 3 実施していない。 0点

**要件等** この設問における「公開講座」とは、地域社会一般の教養の啓発を目的としているものであって、資格付与のための講座ではないものとする（ただし、当該大学が独自に創設した資格を除く）。

（該当例）実務者に対する専門的知識技術の習得を目的とするもの、一般成人に対する生活上の知識技能の習得を目的とするもの、一般教養の向上を図ることを目的とするもの等

講座数は、受講者の募集をした講座ごとに1講座として計算すること。

（該当例）〇〇講座（全5回）＝1講座と計算

「収容定員」については、大学院の研究科（学校教育法第103条に定める学部を置くことなく大学院を置く大学（大学院大学）を除く）、夜間部、通信教育部及び短期大学設置基準第19条に定める授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科を除いた学部の合計とする。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年3月31日

**根拠資料** 募集要項等

- ⑤ 地域を対象とした課題解決型学習やフィールドワークなど、学生が主体的に地域と関わる正課の授業を必修科目として実施していますか。
- |   |                   |    |
|---|-------------------|----|
| 1 | 8単位以上を必修としている。    | 3点 |
| 2 | 必修としているが8単位未満である。 | 2点 |
| 3 | 必修科目とはしていない。      | 0点 |

**要件等** 平成25年度に使用するシラバス等において確認できること。  
 地域を対象とした課題解決型学習等の授業を正課の必修科目（学生が卒業するまでに、履修しなければならないカリキュラム編成となっている必要がある。選択必修科目、選択科目は該当しない。）として実施していること。  
 この設問における「地域」とは、当該大学等が所在する都道府県内とする。  
 キャンパスが複数ある場合は、それぞれの授業を実施するキャンパスが所在する都道府県内とする。  
 一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。  
 資格取得のための実習（病院・教育・調理実習等）は該当しない。

**根拠資料** 履修要綱、シラバス等

- ⑥ 学部等又は研究科の正規の教育課程の編成にあたって、地方自治体・地元産業界等から意見を聴取する機会を設け、聴取していますか。
- |   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 全学部等・研究科に設け、聴取している。   | 3点 |
| 2 | 一部の学部等・研究科に設け、聴取している。 | 2点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。        | 0点 |

**要件等** この設問における「聴取する機会」とは、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等による場合は該当しない。  
 また、聴取した内容を確認できない場合は「3」とする。

**基準時点** 平成20年4月1日～平成25年3月31日（5カ年のいずれかで実施）

**根拠資料** 聴取内容、時期が確認できる資料等

- ⑦ 地域課題の解決を目的とした研究を実施していますか。
- |   |          |    |
|---|----------|----|
| 1 | 実施している。  | 3点 |
| 2 | 実施していない。 | 0点 |

**要件等** 教員個人の研究ではなく、大学等が組織として認めた研究であること。  
 この設問における「地域」とは、当該大学等が所在する都道府県内とする。  
 キャンパスが複数ある場合は、それぞれの研究を実施するキャンパスが所在する都道府県内とする。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年9月30日

**根拠資料** 研究内容・時期が確認できる資料、地域からの要望書、協定書等

⑧ 地域における教育支援（教育研究の一環としての教職員・学生による児童等への教育活動。高大連携を含む。）又は子育て支援（地域の子育て支援への参画、保育の質向上に係る研究・支援）を実施していますか。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1 実施している。  | 2 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

**要件等** この設問で対象となる支援は、正課の授業か正課外かを問わない。ただし、オープンキャンパス等、学生募集を主たる目的とするものは該当しない。また、資格取得を目的とする実習も該当しない。

この設問における「地域」とは、当該大学等が所在する都道府県内とし、また、キャンパスが複数あり、一部のキャンパスのみで実施している場合も該当する。

**基準時点** 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日

**根拠資料** 支援が確認できる資料等

⑨ 社会人に対する特別な入学選抜制度を実施していますか。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1 実施している。  | 2 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

**要件等** 平成 25 年度入学試験について、社会人向けの特別入試選抜制度を設け、実際に募集の告知を行っていること。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

また、社会人の年齢は問わない。

**根拠資料** 募集要項等

⑩ 社会人が就労しながら学修できるよう、学部等又は研究科において、夜間部（昼夜開講制を含む）・第三部・通信教育課程の設置や長期履修制度等の多様な履修形態を整備していますか。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1 整備している。  | 2 点 |
| 2 整備していない。 | 0 点 |

**要件等** 平成 25 年度の履修形態において整備していること。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

また、社会人の年齢は問わない。

**根拠資料** 募集要項、履修要綱、時間割表等

- ⑪ 昨年度又は本年度に、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条による履修証明プログラムを開講し、社会人受講者に対して修了時に履修証明書を交付していますか。
- |            |    |
|------------|----|
| 1 交付している。  | 3点 |
| 2 交付していない。 | 0点 |

**要件等** 社会人受講者の年齢は問わない。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年9月30日

**根拠資料** 募集要項等

- ⑫ ⑪を実施している場合、プログラムの策定にあたって、地方自治体・地元産業界等から意見を聴取する機会を設け、聴取していますか。
- |            |    |
|------------|----|
| 1 聴取している。  | 2点 |
| 2 聴取していない。 | 0点 |

**要件等** この設問における「聴取する機会」とは、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等による場合は該当しない。  
また、聴取した内容を確認できなければ、「2」とする。

**基準時点** 平成20年4月1日～平成25年3月31日（5カ年のいずれかで実施）

**根拠資料** 聴取内容、時期が確認できる資料等

- ⑬ 昨年度又は本年度に、科目等履修生制度に基づき、社会人学生を受け入れていますか。
- |             |    |
|-------------|----|
| 1 受け入れている。  | 2点 |
| 2 受け入っていない。 | 0点 |

**要件等** 社会人学生の年齢は問わない。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年9月30日

**根拠資料** 規程、募集要項等

- ⑭ 厚生労働省より、雇用保険法第60条の2（教育訓練給付金）に規定する教育訓練として指定を受けた講座を有していますか。
- |           |    |
|-----------|----|
| 1 有している。  | 2点 |
| 2 有していない。 | 0点 |

**要件等** 平成25年度に開設（予定を含む）されている場合に限る。

**基準時点** 平成25年9月30日現在

**根拠資料** 教育訓練講座指定の関連書類、利用案内等

- ⑮ 社会人学生に対する育児支援（託児室の設置や保育サービス業者との提携等）を実施していますか。
- |            |     |
|------------|-----|
| 1 実施している。  | 2 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

**要件等** 社会人学生の年齢は問わない。

託児室の設置や保育サービス業者との連携等により、社会人学生が育児をしながら学修できるための支援体制を整備し、実際に利用者があることを要件とする。また、キャンパスが複数あり、一部のキャンパスのみで実施している場合も該当する。

**基準時点** 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日

**根拠資料** 育児支援案内等

- ⑯ 大学等若しくは学部等に附置する施設（資料館、博物館、体育館又はグラウンド等教育研究を目的とした施設）を計画的に一定の期間、学外利用者に開放していますか。
- （例）開館時間は学生と同様の開放、土曜・日曜・祝日の開放、平日夜間の開放等
- |            |     |
|------------|-----|
| 1 実施している。  | 2 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

**要件等** 次の（ア）及び（イ）のいずれかに該当する場合は対象外とする。

（ア）施設の開放が収益事業に分類されているもの。（会計上）

（イ）開放期間中、来場者・利用者の管理（入退室管理等）を行っていないもの。

**基準時点** 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日

**根拠資料** 利用要領、受付・管理簿、利用案内等

- ⑰ 高齢者の学び直しの観点から、以下のいずれかの事業を実施していますか。
- （ア）定年前後世代を主たる対象にキャリア形成を目的とした学習機会の提供（履修証明プログラムなど、複数回の受講を要するものに限る。）
- （イ）高齢者向けの生涯学習事業
- |            |     |
|------------|-----|
| 1 実施している。  | 2 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

**要件等** （ア）については定年前後世代を主たる対象としたもの、（イ）については高齢者を主たる対象としたものが該当する。

この設問では、主たる対象者を明示して募集を行っているものであれば、実際の受講者の中に主たる対象者以外の者が含まれていた場合でも該当する。

**基準時点** 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日

**根拠資料** 講座案内、主たる対象者や実施内容が確認できる資料等

タイプ3「産業界など多様な主体、国内外の大学等と連携した教育研究」(85点満点)

A「産学連携等の多様な連携関係の下での質の高い教育研究」

(1) 産学連携

- ① 産学連携のための部署(委員会等)を設置し、専任の教員又は専任の職員を配置していますか。
- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 1 部署を設置するとともに、専任の教員又は専任の職員を配置している。 | 5点 |
| 2 部署を設置しているが、専任の教員又は専任の職員は配置していない。 | 3点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                   | 0点 |

**要件等** 「産学連携のための部署」とは、産学連携を主たる目的とし、企業との連携を行う組織とする。(該当例)産学連携センター、産学連携推進室等  
「専任の教員又は専任の職員」とは、当該大学等の専任教員及び専任職員として発令されている者を指し、「配置」とは、当該部署に専従していることとする。  
委員会等を設置している大学等については、「2」に該当する。

**基準時点** 平成25年9月30日現在

**根拠資料** 組織規程等

- ② 学部等又は研究科の正規の教育課程の編成にあたって、全国的・広域的な業界別団体又は企業から意見を聴取する機会を設け、聴取していますか。
- |                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 全学部等・研究科に設け、聴取している。   | 5点 |
| 2 一部の学部等・研究科に設け、聴取している。 | 3点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。        | 0点 |

**要件等** この設問における「全国的・広域的な業界別団体又は企業」とは、(1)特定の業種に携わる複数の企業から構成される業界別団体又は特定の専門職を構成員とする職能団体のうち全国的な規模で構成されるもの、(2)一部上場企業とする。  
「聴取する機会」とは、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等による場合は該当しないこと。  
なお、聴取した内容を確認できない場合は「3」とする。

**基準時点** 平成20年4月1日～平成25年3月31日(5カ年のいずれかで実施)

**根拠資料** 聴取したこと及び聴取した内容が確認できる資料等

③ 全国的・広域的な業界別団体又は企業から実務家教員を迎え、単発の講義ではなく、半年又は一年を通じた体系的な授業科目を実施していますか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施している。  | 3点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

**要件等** この設問における「全国的・広域的な業界別団体又は企業」とは、(1) 特定の業種に携わる複数の企業から構成される業界別団体又は特定の専門職を構成員とする職能団体のうち全国的な規模で構成されるもの、(2) 一部上場企業とする。  
実務家教員については、専任・非常勤を問わない。

**基準時点** 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日

**根拠資料** 経歴書、シラバス等

④ 全国的・広域的な複数の企業と長期インターンシップ（2 週間以上）の受入れに関する協定等を締結していますか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 締結している。  | 3点 |
| 2 締結していない。 | 0点 |

**要件等** この設問における「全国的・広域的な企業」とは、一部上場企業とする。  
「長期インターンシップ」とは、協定等に基づき、2 週間以上の期間にわたり実施され、単位認定を伴うものとする。

「2 週間以上」は、14 日以上と読み替えることができるものとし、協定書等に記載されている日数で判断するものとする。

協定等に実施期間の記載がない場合は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に、当該協定等に基づく 2 週間以上の期間にわたるインターンシップが実施されている場合のみ該当するものとする。

資格取得のための実習は該当しないこととする。

**基準時点** 平成 25 年 9 月 30 日現在

**根拠資料** 協定書等

⑤ 全国的・広域的な業界別団体又は企業と協定等を締結し、当該協力関係の下、大学等で生み出した様々な知的財産・技術の実用化、事業化を目指した取組みを実施していますか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施している。  | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

**要件等** この設問における「全国的・広域的な業界別団体又は企業」とは、(1) 特定の業種に携わる複数の企業から構成される業界別団体又は特定の専門職を構成員とする職能団体のうち全国的な規模で構成されるもの、(2) 一部上場企業とする。

**基準時点** 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日

**根拠資料** 協定書、実施したこと及び実施した内容が確認できる資料等

⑥ 昨年度、企業との共同研究を実施しましたか。

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1 実施した（受入総額100万円以上）。          | 2点 |
| 2 実施した（受入総額100万円未満）又は実施していない。 | 0点 |

**要件等** この設問における「共同研究」とは、企業の研究者と大学等の教員が共通の課題について対等の立場で研究することをいう。

共同研究の実施にあたり、大学等と企業との間で、協定・契約等に基づいて行われていること。

「受入総額」については、共同研究に係る収入について、平成24年度決算に帰属する収入額（未収入金を含む。）を集計すること。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年3月31日

**根拠資料** 協定書、契約書等

⑦ 昨年度、企業からの受託研究を実施しましたか。

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1 実施した（受入総額200万円以上）。          | 2点 |
| 2 実施した（受入総額200万円未満）又は実施していない。 | 0点 |

**要件等** この設問における「受託研究」とは、企業からの委託を受けて大学等の教員が本務の一環として研究を行うことをいう。

受託研究の実施にあたり、大学等と企業との間で、協定・契約等に基づいて行われていること。

「受入総額」については、受託研究に係る収入について、平成24年度決算に帰属する収入額（未収入金を含む。）を集計すること。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年3月31日

**根拠資料** 協定書、契約書等

## （2）他の国内大学等との連携

⑧ 他の大学等（大学、短期大学、高等専門学校をいう。以下同じ。）との交流協定等（覚書を含む。以下同じ。）に基づく単位互換制度を設けていますか。

- |           |    |
|-----------|----|
| 1 設けている。  | 4点 |
| 2 設けていない。 | 0点 |

**要件等** 平成25年度において、単位互換制度を設け、実際に募集の告知を行っていること。一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

同一法人が設置する他の大学等との単位互換制度は該当しない。

**根拠資料** 協定書、履修者名簿等

⑨ 他の大学等との交流協定等に基づく学生の派遣・受入を実施していますか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施している。  | 3点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

**要件等** 当該協定は、一定の期間、相手方の大学等において、単位取得又は研究を行うことを原則とするもの（いわゆる国内留学）に限る。  
一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。  
同一法人が設置する他の大学等との学生の派遣・受入は該当しない。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年9月30日

**根拠資料** 協定書、派遣・受入を確認できる資料等

⑩ 他の大学等と協定等を締結し、他の大学等の教員と協同で教育プログラムや教材の開発等を行い、当該大学等においてその成果に基づく授業科目を実施していますか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施している。  | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

**要件等** 同一法人が設置する他の大学等と実施している場合は該当しない。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年9月30日

**根拠資料** 協定書、教材等

⑪ 昨年度、他の大学等と協同でFD又はSDを実施しましたか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施した。    | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

**要件等** 大学等間にFD・SDの実施に係る協定等があること。  
複数の大学等で実施する場合は、当該大学等が直接的・主体的に企画立案等に携わり実施していることとし、単に加盟校の一員として参加しているような場合は該当しない。  
同一法人が設置する他の大学等とのFD又はSDの実施は該当しない。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年3月31日

**根拠資料** 協定書、FD・SDの実施が確認できる資料等

⑫ 他の大学等との協定等に基づく学内施設・設備の共同利用を実施していますか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施している。  | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

**要件等** 大学間連携等の枠組みを通して他大学等と学内施設・設備の共同利用に供している大学等で、次のアからウのすべてに該当する大学等。

ア. 他大学等との間で、教育若しくは研究を目的として、大学等が所有する施設・設備の利用に関する協定等を締結していること。

イ. 1個又は1組の価格が500万円以上の施設・設備を、他大学等の利用に供して

いること。

ウ. 大学等が所有する施設・設備について、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に共同利用に供していること。

ただし、学内施設・設備については、次の a から d のいずれにも該当しないものであること。

- a. 図書館
- b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備
- c. 通信教育課程のみで所有する施設・設備
- d. 同一法人が設置する他の大学等の施設・設備

**基準時点** 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日

**根拠資料** 組織規程、協定書、利用実績が確認できる資料等

- |                                            |     |
|--------------------------------------------|-----|
| ⑬ 特定の研究課題について、他の大学等との協定等に基づく共同研究を実施していますか。 |     |
| 1 実施している。                                  | 2 点 |
| 2 実施していない。                                 | 0 点 |

**要件等** 組織的な共同研究環境の整備のため、次のアからウのすべてに該当すること。

ア. 共同研究の実施にあたり、学内の委員会等で審査し、決定している。

イ. 共同研究の研究成果を集録した紀要等の作成を義務付けている。

ウ. 他大学等と共同研究の実施に関し、大学等の決定により協定等を締結している。  
ただし、上記に該当する場合であっても次の a 又は b のいずれかに該当する場合は対象外とする。

- a. 同一法人が設置する他の大学等と実施する共同研究
- b. 当該大学等が主体とならない共同研究等

**基準時点** 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日

**根拠資料** 組織規程、紀要、協定書等

- |                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| ⑭ 他の大学等との協定等に基づく、教員の人事交流を実施していますか。 |     |
| 1 実施している。                          | 3 点 |
| 2 実施していない。                         | 0 点 |

**要件等** 国内の他の大学等との間で人事交流の協定等が締結されており、教育研究目的で実際に教員の派遣又は受入が行われていること。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

同一法人が設置する他の大学等との人事交流は該当しない。

**基準時点** 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日

**根拠資料** 協定書等

B. [海外大学との連携等グローバルな教育環境の下での質の高い教育研究]

(1) 国際化に対応した入試・学事歴の設定

- |                                                         |    |
|---------------------------------------------------------|----|
| ① 語学力や国際性の点で特に優秀であると考えられる日本人生徒を対象に、入学者選抜上特別な配慮を講じていますか。 |    |
| 1 講じている。                                                | 2点 |
| 2 講じていない。                                               | 0点 |

**要件等** 平成25年度入学試験について、入学者選抜上特別な配慮を講じていること。  
一部の学部等で講じている場合も該当する。

(例) 入学者選抜上特別な配慮

- ・ TOEIC、TOEFL、IELTS、実用英語技能検定などの外国語の能力測定等において4技能（読む、書く、聞く、話す）の点で高い評価を受けている者
- ・ 国際バカロレア（IB）において優秀な成績を修めた者
- ・ 高校時代に海外留学経験を有する者 等

**根拠資料** 募集要項等

- |                    |    |
|--------------------|----|
| ② セメスター制を採用していますか。 |    |
| 1 採用している。          | 2点 |
| 2 採用していない。         | 0点 |

**要件等** 平成25年度のカリキュラムについて実施していること。

「1」に該当するものは、全学部等で採用している場合とする。

セメスター制の開講を原則とするが、授業運営上、通年で開講する科目（ゼミ等）等がある場合についても、「1」に該当する。

**根拠資料** シラバス、時間割表等

**用語解説** 「セメスター制」とは、学年を複数の学期に分け、学期ごとに授業を完結させる制度のことを指す。

③ 秋入学実施など入学時期の弾力化を行っていますか。

- |           |    |
|-----------|----|
| 1 行っている。  | 3点 |
| 2 行っていない。 | 0点 |

**要件等** 平成25年度入学試験について、4月以外の時期の入学者を受け入れる制度を設けており、実際に4月以外の時期に学生を募集していること。  
外国人留学生のみを対象とする場合も該当する。  
一部の学部等・研究科で行っている場合も該当する。

**根拠資料** 募集要項等

④ 外国語のみによる授業科目を開設していますか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 開設している。  | 2点 |
| 2 開設していない。 | 0点 |

**要件等** 平成25年度に外国語のみによる授業科目を開設していること。  
この設問では、「外国語のみによる授業科目」を対象としているので、次のような場合は該当しない。  
・一部日本語で解説を加えるもの  
・シラバスに「出来る限り外国語で授業を行う」と記載のあるもの  
・シラバスに「基本的に外国語で授業を行う」と記載のあるもの  
外国人留学生のみを対象とした授業科目は該当しない。  
一部の学部等・研究科で開設している場合も該当する。

**根拠資料** シラバス等

⑤ 外国語のみによる授業科目のみの履修で卒業又は課程を修了することができますか。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| 1 卒業又は課程を修了できる。 | 5点 |
| 2 上記に該当しない。     | 0点 |

**要件等** 平成25年度に当該履修形態があること。  
この設問では、「外国語のみによる授業科目」を対象としているので、次のような場合は該当しない。  
・一部日本語で解説を加えるもの  
・シラバスに「出来る限り外国語で授業を行う」と記載のあるもの  
・シラバスに「基本的に外国語で授業を行う」と記載のあるもの  
外国人留学生のみを対象とした履修形態は該当しない。  
一部の学部等・研究科で行っている場合も該当する。

**根拠資料** 履修要綱、シラバス等

## (2) 学生の留学促進

- ⑥ 日本人学生に対し、在学中の海外留学（海外の大学における単位取得を目的としたものに限る。）を必修化していますか。
- |             |    |
|-------------|----|
| 1 必修化している。  | 5点 |
| 2 必修化していない。 | 0点 |

**要件等** 平成25年度に当該履修形態があること。  
一部の学部等・研究科で必修化している場合も該当する。

**根拠資料** 募集要項、履修要綱、シラバス等

- ⑦ 海外留学中の学生に対する経済的支援又は卒業後の海外留学に係る経済的支援を実施していますか。
- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施している。  | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

**要件等** この設問における「経済的支援」とは、奨学金の給付、授業料等の減免その他の経済的支援をいう。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年9月30日

**根拠資料** 規程、経済的支援を確認できる資料等

- ⑧ 海外でのインターンシップを実施していますか。
- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施している。  | 3点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

**要件等** 大学等を介して海外でのインターンシップが実施されていること。  
実施期間は問わない。  
一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年9月30日

**根拠資料** 募集要項、協定書等

(3) 海外大学との交流等

- ⑨ 海外の大学と単位互換に係る大学間交流協定を締結していますか。【重点項目】
- |   |                                                                         |    |
|---|-------------------------------------------------------------------------|----|
| 1 | 協定先の大学の中に、別添「ランキング表」においてランキングが「1～100位」に該当し、かつ学生の派遣実績のある大学がある。           | 5点 |
| 2 | 1には該当しないが、協定先の大学の中に、別添「ランキング表」においてランキングが「101位以降」に該当し、かつ学生の派遣実績のある大学がある。 | 4点 |
| 3 | 1・2には該当しないが、協定先の大学の中に、別添「ランキング表」に含まれず、学生の派遣実績のある大学がある。                  | 3点 |
| 4 | 1～3には該当しないが、協定先の大学の中に、別添「ランキング表」においてランキングが「1～100位」に該当し、学生の派遣実績はない大学がある。 | 3点 |
| 5 | 1～4には該当しないが、協定先の大学の中に、別添「ランキング表」においてランキングが「101位以降」に該当し、学生の派遣実績はない大学がある。 | 2点 |
| 6 | 1～5には該当しないが、協定先の大学の中に、別添「ランキング表」に含まれず、学生の派遣実績のない大学がある。                  | 1点 |
| 7 | 上記のいずれにも該当しない。                                                          | 0点 |

**要件等** この設問における「ランキングが1～100位に該当する」及び「ランキングが101位以降に該当する」とは、別添の3種類のランキング表のいずれかにおいて協定先の大学が含まれている場合を指す。

なお、別添の3種類のランキング表において順位が異なる場合は、一番上位の順位で判断すること。

「派遣実績」とは、平成24年4月1日から平成25年9月30日の間に半年以上の派遣実績があることとする。

**根拠資料** 協定書、派遣が確認できる資料等

※「1」「2」「4」「5」のいずれかの回答をした場合は、調査票別紙1「単位互換に係る協定を締結している海外の大学一覧」を作成すること。

- ⑩ 海外の大学とダブル・ディグリーに係る大学間交流協定を締結していますか。【重点項目】
- 1 協定先の大学の中に、別添「ランキング表」においてランキングが「1～100位」に該当し、かつ学生の派遣実績のある大学がある。  
5点
  - 2 1には該当しないが、協定先の大学の中に、別添「ランキング表」においてランキングが「101位以降」に該当し、かつ学生の派遣実績のある大学がある。  
4点
  - 3 1・2には該当しないが、協定先の大学の中に、別添「ランキング表」に含まれず、学生の派遣実績のある大学がある。  
3点
  - 4 1～3には該当しないが、協定先の大学の中に、別添「ランキング表」においてランキングが「1～100位」に該当し、学生の派遣実績はない大学がある。  
3点
  - 5 1～4には該当しないが、協定先の大学の中に、別添「ランキング表」においてランキングが「101位以降」に該当し、学生の派遣実績はない大学がある。  
2点
  - 6 1～5には該当しないが、協定先の大学の中に、別添「ランキング表」に含まれず、学生の派遣実績のない大学がある。  
1点
  - 7 上記のいずれにも該当しない。  
0点

**要件等** この設問における「ランキングが1～100位に該当する」及び「ランキングが101位以降に該当する」とは、別添の3種類のランキング表のいずれかにおいて協定先の大学が含まれている場合を指す。

なお、別添の3種類のランキング表において順位が異なる場合は、一番上位の順位で判断すること。

「派遣実績」とは、平成24年4月1日から平成25年9月30日の間に半年以上の派遣実績があることとする

**根拠資料** 協定書、派遣が確認できる資料等

**用語解説** 「ダブル・ディグリー」とは、我が国の大学等と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、双方の大学等がそれぞれ学位を授与する形態を指す。

※「1」「2」「4」「5」のいずれかの回答をした場合は、調査票別紙2「ダブル・ディグリーに係る協定を締結している海外の大学一覧」を作成すること。

- ⑪ 海外の大学と教員又は研究者の人事交流に関する大学間交流協定を締結していますか。
- |                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1 締結しており、かつ、昨年度又は本年度に、半年以上の交流実績がある。 | 5点 |
| 2 締結しており、かつ、昨年度又は本年度に、半年未満の交流実績がある。 | 3点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                    | 0点 |

**要件等** 人事交流に関する協定等が締結されており、教育研究目的で実際に教員の派遣又は受入が行われていること。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年9月30日

**根拠資料** 協定書、派遣・受入が確認できる資料等

- ⑫ 海外における活動拠点(教育研究を行うためのサテライトキャンパスを含む)を設置していますか。
- |            |    |
|------------|----|
| 1 設置している。  | 2点 |
| 2 設置していない。 | 0点 |

**要件等** この設問における「活動拠点」とは、大学等が海外において実施する現地大学との交流活動や共同で行う教育研究、留学生の募集、教員若しくは研究者の招へい、又は教育事情の情報収集等を目的として設置する事務所等の施設をいう。

**基準時点** 平成25年9月30日現在

**根拠資料** 活動拠点が確認できる資料等

- ⑬ 昨年度又は本年度に、外国語での教授法に関するFD(他大学との共催で実施するFDや海外の大学での研修を含む。)を実施している。
- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施している。  | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

**要件等** 一部の教員を対象として実施している場合でも「1」に該当する。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年9月30日

**根拠資料** FDの開催案内、研修資料、開催記録等

- ⑭ 昨年度又は本年度に、語学力向上のためのSD(他大学との共催で実施するSDや海外の大学での研修を含む。)を実施している。
- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施している。  | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

**要件等** 一部の職員を対象として実施している場合でも「1」に該当する。

**基準時点** 平成24年4月1日～平成25年9月30日

**根拠資料** SDの開催案内、研修資料、開催記録等